

「人財の成長」と「経営の発展」をサポートする実務誌

月刊

# 人事労務

## 新型コロナウイルス感染症等の

特集

## パンデミック対策

### 解説編

1. 新型コロナウイルス感染症とは
2. 新型コロナウイルス感染症への企業の対応
3. 新型コロナウイルス感染症の事業継続計画のポイント
4. 感染防止策と事業継続計画
5. 感染症と人事労務の法的留意点
6. テレワークの概要と導入のポイント

### 資料編

事業継続計画への取り組みの実態

### 判例編

1. 自宅治療命令と賃金支払義務
2. HIV感染症の従業員に対する就労拒否

### 連載編

新卒初任給の動向と課題 〈明治学院大学 名誉教授 笹島芳雄〉



日本人事労務研究所

No.373

2020

3



特集

# 新型コロナウイルス感染症等の パンデミック対策

中国で新型コロナウイルス感染症の発生が報告されてから、世界各地で患者発生報告が続いています。世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：Public Health Emergency of International Concern）」に該当すると発表しました。これを受け、我が国も、新型コロナウイルス感染症を、感染症法に基づく「指定感染症」および検疫法に基づく「検疫感染症」に指定しました。

2月21日現在、我が国の複数の地域で、感染経路が明らかではない新型コロナウイルス感染症の患者が発生しています。全国的な感染拡大を防止するためには、各人が手洗い・うがい・マスク着用を行い、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、自宅で療養することが重要です。また、企業も、会議や研修の実施方法の変更、移動方法の分散、リモートワークの実施や、労働者が休みやすい環境の整備などの対策を急がなくてはなりません。

そして、実際にパンデミック（感染症の大規模な流行）が起きた場合、欠勤者の増加、通勤手段の確保困難、資金繰りの悪化、原材料・物資の確保困難、製品の供給困難など、企業活動に大きな影響を及ぼすことが想定されます。そのような状況になっても、企業は、従業員を感染から守り、事業を継続していかなくてはなりません。政府も、ダメージを被る企業への支援策を打ち出しています。

本号では、「新型コロナウイルス感染症等のパンデミック対策」を特集します。

## 今月の FOCUS

### ◆図表 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策

- 今回の対策は国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置する対策であるが、足下の状況を踏まえて事業者への支援もしっかりと行う。
- 事業者の資金繰りを5,000億円規模で徹底的に支援。また、生産性革命推進事業等を活用し、サプライチェーンの毀損等にも対応。
- 今後も事態や地域の置かれた状況の変化を見極めつつ、必要な施策を講じていく。

1. 徹底的な資金繰り支援	2. サプライチェーン・観光等	3. 経営環境の整備
<p><b>①セーフティネット保証4号・5号</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【4号】自治体からの要請に基づき、別枠（最大2.8億円）で100%保証。（売上高が前年同期比▲20%以上減少の場合）</li> <li>・【5号】重大な影響が生じている業種に、別枠（最大2.8億円）で80%保証。（売上高が前年同期比▲5%以上減少の場合）</li> </ul> <p><b>②セーフティネット貸付（要件緩和）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資。（上限額）中小7.2億円、国民4800万円（基準金利）中小1.11%、国民1.91%※担保等により変動</li> </ul> <p><b>③衛生環境激変対策特別貸付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常と別枠で特別貸付。（上限額）旅館業3千万円、その他業種1千万円（基準金利）1.91% 又は 1.01% ※担保等により変動</li> </ul> <p><b>④金融機関等への配慮要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請。</li> </ul>	<p><b>○生産性革命推進事業</b></p> <p>サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援。</p> <p><b>i.ものづくり・商業・サービス補助</b></p> <p>国内生産強化等の設備投資を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 中小1/2 小規模2/3</li> <li>・補助上限 1,000万円</li> </ul> <p><b>ii.持続化補助</b></p> <p>小規模事業者の販路開拓を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 2/3</li> <li>・補助上限 50万円</li> </ul> <p><b>iii.IT導入補助</b></p> <p>IT導入による効率化を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・補助額 30～450万円</li> </ul>	<p><b>①経営相談窓口の開設（1/29～）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に窓口を設置し、経営相談に対応。</li> </ul> <p><b>②産業界への下請配慮要請</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者との取引について、親事業者が柔軟な配慮を行うよう要請。</li> </ul> <p><b>③雇用調整助成金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中間の人の往來の急減による影響を受けるなど一定の要件を満たす事業主について、生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮するなど、支給要件を緩和。</li> </ul> <p>（助成内容）休業時の休業手当等について、中小企業は2/3、大企業は1/2を助成。</p>
<p><b>4. 国内感染対策の側方支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 十分な量のマスクを継続的に供給できる環境の整備（マスク生産設備の導入補助等）</li> <li>● 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器の新型コロナウイルス感染症対応</li> </ul>		

資料出所：経済産業省（2020年2月14日発表）



**特集：新型コロナウイルス感染症等のパンデミック対策****【解説編】**

- |                             |                               |          |
|-----------------------------|-------------------------------|----------|
| 1. 新型コロナウイルス感染症とは           | .....                         | 4        |
| 2. 新型コロナウイルス感染症への企業の対応      | .....                         | 8        |
| 3. 新型コロナウイルス感染症の事業継続計画のポイント | .....                         | 12       |
|                             | [日本マネジメント総合研究所合同会社 理事長 戸村 智憲] |          |
| 4. 感染防止策と事業継続計画             | .....                         | 19       |
| 5. 感染症と人事労務の法的留意点           | [井上克樹法律事務所 弁護士 井上 克樹]         | ..... 28 |
| 6. テレワークの概要と導入のポイント         | .....                         | 34       |

**【資料編】**

- |                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| 事業継続計画への取り組みの実態 | ..... | 42 |
|-----------------|-------|----|

**【判例編】**

- |                        |       |    |
|------------------------|-------|----|
| 1. 自宅治療命令と賃金支払義務       | ..... | 58 |
| 2. HIV 感染症の従業員に対する就労拒否 | ..... | 61 |

**【連載編】**

- |                           |                    |    |
|---------------------------|--------------------|----|
| 賃金の諸相 第41回 新卒初任給の動向と課題(7) | .....              | 68 |
|                           | [明治学院大学 名誉教授 笹島芳雄] |    |

**【月例編】**

- |                   |                                      |       |    |
|-------------------|--------------------------------------|-------|----|
| 1. 今月の人事トピックス     | <住友ゴム、オフィスでの服装自由化を実施>                | ..... | 74 |
| 2. 今月の管理者トレーニング教室 | <職場の感染症拡大防止策>                        | ..... | 76 |
| 3. 耳より法令インフォメーション | <労働基準法の一部を改正する法律案・雇用保険法等の一部を改正する法律案> | ..... | 78 |
| 4. 月例労働経済グラフ      |                                      | ..... | 80 |





# 新型コロナウイルス感染症の 事業継続計画のポイント

日本マネジメント総合研究所合同会社 理事長 戸村 智恵

本稿では、危機管理の専門家である戸村智恵氏に、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する事業継続計画の8つのポイントについてQ&A形式でお答えいただく。なお、本稿は2020年2月9日時点のものであり、記載内容等が本誌発刊時により異なる可能性があるため、最新情報を確認の上、対応いただきたい。

**Q1 新型コロナウイルス感染症の感染・発症・死亡などの報告が世界各地で相次いでいます。BCPを策定している企業の中には、大規模地震を前提としているケースが多いように見受けられますが、パンデミックに備えたBCPの特徴はありますか？**

A1 自ら阪神淡路大震災に被災・直面し、東日本大震災以前から実効性ある危機管理対応を指導してきた身として、筆者はBCPに関する誤解に何度も直面してきました。

BCPは震災対策だけのものとか、台風など風水害対策だけのもの

ではありません。まずは、その出発点から本質をおさえることが大切です。

BCPの出発点は、「何らかの支障で事業が継続したい場合」において、①いかにダメージを最小化し、②早期に元の状況に復旧できるようにし、③次の新たな危機を見据えて備えを積み増し・再発時に備えるようにしておけるかというところにあります。

「何らかの支障」という点においては、昨今の人手不足・離職リスクの増大などを勘案した「人手不足対応型BCP」や、産休・育休・介護休業などの人手不足を勘案した「ダイバーシティ経営型BCP」なども必要だとよくお話ししています。

今般の新型コロナウイルス感染症についても、感染症拡大によ

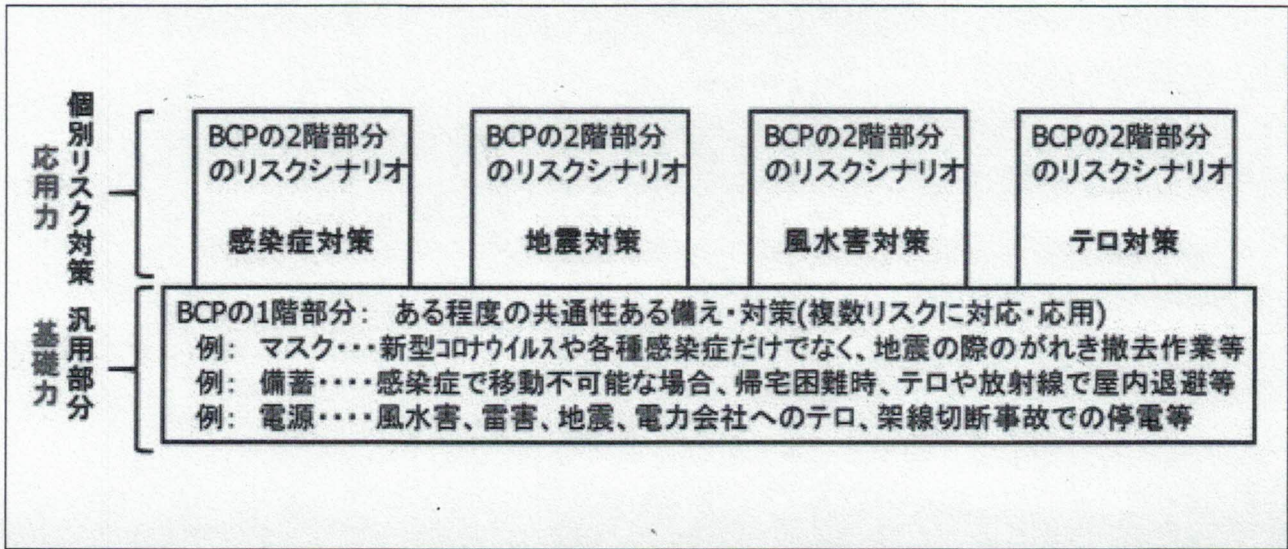
って事業継続が困難になることや、過去に新型インフルエンザ感染症が流行したことも踏まえると、感染症対策のBCPが策定されていてしかるべきだと言えます。その際、既にあるBCPとは全く別のものを策定させたり、備蓄資材を購入させたりして儲けるのは、有象無象のコンサルタントの悪しき慣行のようなものです。リスクの違いによる、BCPの策定方法には大きな違いはありません。

筆者は、独自に提唱してきた「2階建て型のBCP」の整備をお勧めしています(図表1)。

「1階部分」は、BCPの基礎となる部分です(例えば、マスクは震災時にも放射線物質の汚染時にも感染症流行時などにも活用可能です)。この1階部分を整え、その上で、様々な業務継続上の支障



◆図表1 2階建て型のBCPイメージ



©戸村智憲

となるリスクに応じた備え・対応・体制を整えておけば良いのです。

「2階部分」は、個別リスクごとの対応策です。例えば、感染症であればウイルス等のリスク評価と対応、震災であれば地震や地滑りや津波等のリスク評価と対応、といった具合に異なります。また、震災であれば「避難場所」となるところが、感染症なら「隔離場所」や「自宅待機」といった、安全確保のための場所・地点・拠点等が異なるといった点は異なりますが、BCPの本質において異なる点は特にありません。

## Q2 BCPで大切なのは 平時の備えですが、 パンデミックにおいても 同様でしょうか？

A2 その通りです。平時の備えなくして、BCPは策定も運用もできません。

例えば、感染症対策のためにサージカルマスクなど飛沫感染防止の対策を取ろうとしても、マスクを平時に購入していなければ店頭から売り切れて入手・対応とも不可能になり得ます。

東日本大震災の緊急TV生出演の際にもお話しましたが、平時の「備蓄」と、危機時に慌てて備えるつもりで購入に走る「買い占め」とは全く異なります。「備蓄」は、流通過程・店頭の在庫などを圧迫しないよう、計画的に買い備

えておくものですが、パニックで事後的に「買い占め」に走ることは、医療福祉機関が必要とする資材を流通過程から枯渇させる悪しき行動です。

BCPという言葉自体、事前に「計画(Plan(またはProgram))」なくして発動は不可能(そもそも存在しない計画を危機時に発動しようがない)であり、BCPなき企業は、場当たりの危機管理(クライシス・マネジメント)以外には対応のしようがないでしょう。

A1で述べた「2階建てBCP」を平時から備え、その上で、防災訓練などの場で「同時多発リスク設定」での実践的な訓練と、その結果として見えてくる不備などを是正し新たな備えに活かす、危機管理訓練のPDCAサイクルを平



時に回して組織を粘り強く鍛える（レジリエントな組織にする）ことが重要なのです。

この「同時多発リスク設定」は、筆者が独自に述べている用語であり、「危機は単一のリスクだけが現実化するわけではない」ことを指します。例えば、地震が起きた際には津波や大規模火災、さらには、地滑り・豪雨・停電なども起こることを想定しなければなりません。単一リスクのみに備えた防災訓練・危機管理訓練は、いざという時に命を救えない儀式となりやすいため、実効性・実践度を高めるよう留意すべきです。

### Q3 パンデミック対策として、平時・危機時において特に重要なことは何でしょうか。

A3 平時のリスク管理・危機時の危機管理ともに、「なぜ、感染するのか」というごく基本的な問いかけをすれば、答えはシンプルに見出せます。

新型コロナウイルス感染症では、要するに「ウイルスに接するから感染する」可能性が高まるのです。ゆえに、平時から危機時に備え、働き方改革と併せて、人と人が同じ空間にいない状況（感染症対策では隔離や出勤抑制・在宅勤務）で事業を継続できるように、平時は訓練の要素も併せ、危機時には感染拡大を防ぐ要素をもって対応しておけばよいのです。

筆者は、東日本大震災の前から「危機管理型クラウド」を提唱してきました。要するに、「ネットさえつながれば、場所に縛られないITを活用した業務環境」を構築し、人にやさしく危機に強い職場づくりが重要だということです。

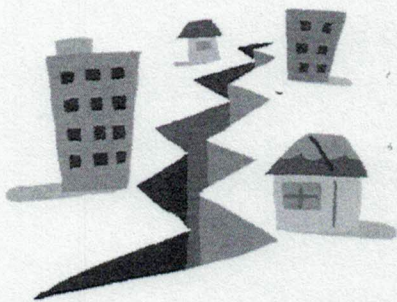
今般の新型コロナウイルス感染症に対する備蓄の例として、次のようなものが挙げられます。

【新型コロナウイルス感染症に対する備蓄（筆者自宅での一例）】

- ・サージカルマスク 1,000 枚程度・防護服・ゴーグル
- ・医療用ディスポラテックスグローブ（薄い使い捨てゴム手袋）
- ・アルコール消毒液（10リットル程度）・消毒ジェル・消毒綿
- ・食料備蓄（自宅での14日間分の15年保存水・25年保存食）
- ・体調急変や救急車などが防護対応で間に合わない事態に備えたAEDなど

備蓄や資材についての平時の留意点として付け加えれば、「消費期限のチェック」や「ローリングストック法の採用」（使った分を補充して常に備蓄量がキープできている状態にすること）をはじめ、「感染予防具やAEDなどの装着・使用訓練」が、実際に人を救うために重要なポイントとなります。

筆者は、危機管理の専門家として、対テロ対策の外傷救護の国際ライセンスを保有し、心肺蘇生法も学び、日常的に訓練をしています。しかし、それでも絶対の安全はないということに留意が必要だと思っています。





**Q4 平時の準備が最も重要とはいっても、「問題が大きくなってから対応すればいい」と考えてしまう企業も多いのではないのでしょうか。**

A4 災害対策などでもよく語られる心理学用語に「正常性バイアス (Normalcy bias)」というものがあります。これは、自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまうことを指します。「うちの会社に限って問題は起きない」とか「これまで大丈夫だったから今回も大丈夫」といった状況に陥る企業や個人は少なくありません。

もちろん、企業経営上、予算・財務的な制約から大々的に対応することが難しいケースもあります。しかし、お金をなるべくかけず、最大の効果を得られるような危機管理の創意工夫を、平時に凝らし

ておくことが、感染症流行や災害時の倒産を減らすために役立つのです。

また、会社法施行規則第100条二においては、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を整えておくことが求められており、多くの企業は会社法改正前から続くこの条文に沿って、本来は感染症流行を含む各種危機に対応する体制の整備が必要となっています。

「うちの会社は大丈夫（なはずだ）」という気分で行動するのではなく、法的な要求に応えるというスタンスで取り組まなければなりません。

平時から危機時に至る一連のイメージをまとめれば、**図表2**のようなイメージとなります。

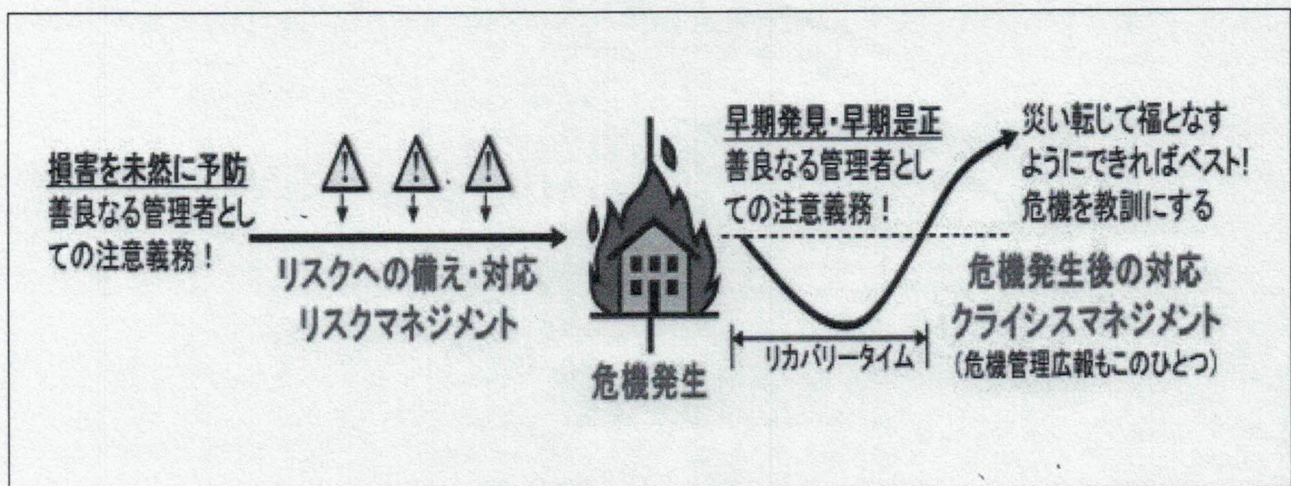
平時には平時にしかできない対応（例えば、備蓄品を購入するのも在庫がある平時ゆえにできること）を進め、危機時には、戸村式

BCPの3原則である、①ダメージ最小化、②早期復旧（リカバリータイムの短縮）、③再発や次の危機を見据えて備えを積み増しを進めることが、持続可能な経営に必要であり、SDGs（サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）でも求められていることです。

ちなみに、SDGsやCSRや外資系企業などでもよく用いられる「サステイナブル」について筆者は「無理ムダなく健全に長生きする」という解釈を紹介しています。

危機に備えない企業経営は、平時に多少儲けを伸ばせても、いざ危機に直面すれば倒産・低迷してしまうでしょう。平時から危機を見据えることは、人の命を大切にして経営を存続させる上で必須であり、そのような取り組みをしない企業は、優秀な人材を遠ざけ社会的批判を受けやすい企業体質であり得るとも言えるでしょう。

◆図表2 リスク管理・危機管理の一連のイメージ図



© 戸村智憲



## Q5 感染拡大が始まった場合に、それを食い止める上で注意点はありますか？

A5 検査や疫学的な詳細については、普通の医師ではなく、より厳密・正確な情報発信の観点から、検査・疫学の専門医や研究者にお任せしたいと思います。

一地方での流行というアウトブレイクから世界的大流行のパンデミックに至った場合、一企業で感染拡大を食い止めることは不可能に等しいでしょう。そのような際は、感染拡大を食い止めることに寄与する上でも、また、BCPの「3つの原則」にある通り、ダメージ最小化を図るためにも、通勤・職場での人と人との接触（飛沫感染・空気感染含む）を避けやすいよう、テレビ会議・テレワークなどをフル活用できるように備えたいところです。先ほど言及した「危機管理型クラウド」（ネットさえつながれば、場所に縛られないITを活用した業務環境の構築）の例を次にまとめました。

【新型コロナウイルス感染症パンデミック対策に役立ち得るIT例】

- ・テレビ会議システム（無料のアプリでも代替可能で交通費削減にもなる）
- ・グループウェア（組織内での情報共有システム）
- ・安否確認システム（地震だけでなく感染症対策としても必須）
- ・ワークフロー（申請・承認をクリックひとつで離れていても行える）
- ・クラウドコンピューティング（メールや各種システムをネット経由で対応）
- ・オンラインセミナーシステム（イベントもネット経由で行い感染防止へ）
- ・キャッシュレスシステム（紙幣や硬貨などでなく非接触での決済）
- ・出退勤システム（テレワークでより効果を発揮）
- ・スマートな経理システム（そもそも伝票を経理部に渡さずスマホで完結など）
- ・ペーパーレス化（必要な帳票・書類を見に会社に行くこと自体が感染リスク）など

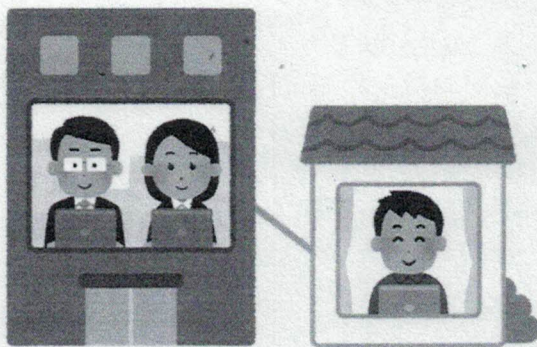
## Q6 海外勤務者の退避や出張見合わせなどの判断はどのように行えば良いでしょうか？退避のタイミングや退避者の選定などで気を付けるべきことはありますか？

A6 新型コロナウイルス感染症は中国だけの問題とされがちですが、日本もミクロネシア大統領府により外務省の言う「汚染国」の指定（※）がなされています。

※新型コロナウイルスに関するミクロネシア大統領府による緊急事態宣言（その2）2020年2月4日13:30時点 出典：外務省海外安全ホームページ 掲載先 URL：<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=78340>

上記のミクロネシア大統領府の新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言において、日本からミクロネシアに入国するにあたっては、ミクロネシアに入国する前に非感染地域であるグアムやホノルル等で最低14日間滞在する必要があるのです。

日本の各企業の役職員は、新型コロナウイルス感染症に巻き込まれた国で保護されるべきかわいそうな存在ではなく、入国を拒否され得る国の当事者とも見られ得る状態です（もちろん、医療の整備状況が比較的良く、感染症情報を隠蔽しないなどの観点から、感染症の状況を正確に把握できたがゆえの問題とも言い得るのかもしれませんが）。





海外勤務者の退避や出張見合わせなどの判断にあたっては、外務省の海外安全ホームページなどの公式情報を参考に、渡航見合わせなどの勧告からタイミングを見計らいつつ、厚労省・保健所等とも相談の上、対応すべきものと思われます。

事業継続上や現地法令への対応上、日本からの駐在員を残さざるを得ない場合は、極力、前述のITソリューションなども活用しつつ、感染防止に努められるよう日本本社からの支援を行うことが求められるでしょう。また、出張は見合わせる事が無難でしょう。中国の武漢市からの退避については、各種報道にてご存じの通り、日本政府がチャーター機を出して退避・検疫・隔離等を行っており、退避のタイミングはチャーター機の運航によります。一方、武漢市・湖北省など航空便や空港業務等が運休・停止などされていない地域においては、世界各地に新型コロナウイルス感染症の感染報告が出ており、航空会社等の運航状況と併せて現地駐在員等の生活・安全確保・感染防止などの観点から、タイミングや退避経路等を検討せざるを得ない状況でしょう。

いずれにせよ、公式情報と航空会社等の運行情報は、逐次チェックして対応していくことが求められ、空港や航空機内での感染なども勘案すれば、場合によっては、安全であれば現地に留まる方が感染リスクは低いケースもあるでしょう。

筆者は、3ヵ月未満の海外旅行

の際に、外務省の海外安全ホームページの「たびレジ」をよく活用して、テロ・防犯対策や今般のような感染症対策の参考にしています。渡航の見合わせなどの勧告や各種公式情報が得られる有益なウェブサイトであるため、紹介しておきます。

【外務省海外安全ホームページ】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



**Q7 テレビや各種メディアでは、かなりセンセーショナルな報道が続いており、不安は増幅する一方です。情報収集する上での注意点があれば、教えてください。**

A7 筆者は、危機管理の専門家としてテレビ番組に出演したり、テレビ番組を監修・制作支援したりすることがあります。その立場からすると、テレビや各種メディアのプロデューサーやディレクターなどのスタッフに、必ずしも、疫学や感染症対策の専門家が揃っているわけではないということが挙げられます。

また、メディアとしての使命から報道しているものと思われるが、メディア側の宿命とも言える視聴

率（あるいは接触率等）の「数字をとる」上で、つい演出がセンセーショナルになり得る点も、視聴者側として悩ましい点です。

そこで、我が国の公式な情報源として、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の情報ページと、同じく厚生労働省の検疫所による「FORTH」ページに加え、政府見解等を得やすいよう首相官邸の関連ページを以下に紹介しておきます。

【日本における公式な新型コロナウイルス感染症の情報源】

●厚生労働省の新型コロナウイルス感染症ページ（個人向け、企業向け、医療機関向けの情報や日本語と多言語での電話相談窓口の案内もこのページから入手可能）



●厚生労働省の検疫所による「FORTH」ページ（感染症の知識や予防接種の推奨情報や渡航の注意点など入手可能）

<https://www.forth.go.jp/index.html>





●首相官邸の新型コロナウイルス感染症関連ページ（飛沫感染や接触感染についてや手洗い・咳エチケット・啓発チラシ等入手可能）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



## Q8 SNSなどでのフェイクニュースやデマに対して気を付けることはありますか？

A8 リスクの重要度や深刻さが不明であったり、感染状況の隠ぺいや何らかの政治的意図などがからんだりすることは、フェイクニュースやデマの温床になりがちです。しかし、SNSでの情報発信は、必ずしも悪意によるものだけが問題とは限りません。人間としての思い込みや固定観点が働いた

り、善意のつもりで拡散した不確かな情報が、実はフェイクニュースやヘイトスピーチ的な内容であったりするケースも多数発生しています。

詐欺を行いたい者や、フェイクニュースを発信した者、ヘイトスピーチを行いたい者にとって「混乱」は絶好のチャンスです。冷静に考えたり公式情報を調べたりすれば嘘や悪質な情報とすぐ分かることでも、パニックになり慌てているときほど判断ができず、インパクトのある情報や画像・加工された偽映像などに飛びついて、それを拡散したり、「いいね」ボタンを押してしまいがちです。

新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異等といった不可抗力ですが、誤った情報や信頼不確かな情報の発信は、災害でいう人災であり、平時からの取組みでコントロール可能なものです。

筆者は、情報収集の際、公式な情報源で全体像を把握した上で、各種非公式情報に関しては、社会的にどのようなパニック状況に陥っているか、また、どのようなニュースがさも正しように発信さ

れがちなのかといった社会動向や社会の反応を知るためにチェックしています。

特に注意すべきは、「消防署の方から来ました」と言って不当に高額な消火器具を売りつける詐欺師のように、「～の方に」にあたる不確かながら引かかってしまいがちな言い回しです。他にも、「医療関係者によると」とか「確かな筋の情報です」とか「〇〇国の友人からの情報です」などには、真偽を見抜く上での留意が必要です。例として掲げた「医療関係者」であれば、どこの国のどんな資格を持ったどんな職につく者なのかが不明です。極論すれば、感染症の知識も医師の資格もない病院内の清掃係も、「病院内で働いている＝医療関係者」と言っているのかもしれませんが。

その他の例もそれぞれに真偽の判定に留意が必要ですが、要するに、感染症パニックの一因として、メディアリテラシーの問題もあるかと思われます。

## 執筆者紹介

日本マネジメント総合研究所合同会社 理事長

とむら ともりの  
戸村 智憲

早稲田大学卒業。米国MBA修了。元・国連勤務で国連内部監査業務専門官・国連戦略立案専門官リーダー、SDGs関連の普及啓発などを担当。退官後、企業役員レベルで監査統括・人事総務統括や、経営行動科学学会理事、上場IT企業アドバイザーや顧問、JA長野中央会顧問、各種業界団体の顧問などを歴任。日本マネジメント総合研究所合同会社の理事長として、1年間の育休取得なども含め自ら実践している内容を指導するスタイルが好評。著書33冊。NHK「クローズアップ現代」や各局TV出演・雑誌の寄稿連載も多数。





# 2020年版 実務賃金便覧

賃金改定・労使交渉の必備書

## 好評販売中!

詳しくは、『月刊人事労務』編集部までお問合せください。

### ● 主な内容 ●

#### [I] 統計編

- |             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| ◇賃上げ(ベア・定昇) | ◇賞与・一時金    | ◇総額人件費・生産性 |
| ◇平均賃金       | ◇所定内賃金     | ◇基本給       |
| ◇諸手当        | ◇所定外賃金     | ◇管理・監督者の賃金 |
| ◇新卒者の初任給    | ◇中途採用者の初任給 | ◇最低賃金      |
| ◇モデル賃金      | ◇退職金       | ◇企業年金      |
| ◇高齢者の賃金     | ◇障害者の賃金    | ◇外国人の賃金    |
| ◇非正規社員の賃金   | ◇役員の処遇     | ◇労働時間      |
| ◇休日・休暇      | ◇福利厚生      | ◇物価        |
| ◇家計・収支      | ◇標準生計費     | ◇労働力市場     |
| ◇国内経済見通し    | ◇競争力の国際比較  |            |

#### [II] 解説編

- |     |      |            |
|-----|------|------------|
| ◇連合 | ◇経団連 | ◇日本人事労務研究所 |
|-----|------|------------|

◆2020年1月30日発行/A4変形判/400頁



お問合わせ

日本人事労務研究所

since 1962

〒141-0032 東京都品川区大崎2-4-3 人事労務会館内

TEL. 03-5434-2671 FAX. 03-5434-2166

【E-mail】support@nihon-jinji.co.jp

【U R L】http://www.nihon-jinji.co.jp

〒141-0032  
東京都品川区大崎2-4-3 人事労務会館内  
TEL. 03-5434-2671 (出版事業部) FAX. 03-5434-2166  
発行人 久保 誠 編集人 太田雅世  
http://www.nihon-jinji.co.jp

日本人事労務研究所  
禁転載

http://www.nihon-jinji.co.jp